

随意契約内容及び選定理由書

件名	下水汚泥再資源化（堆肥化）業務委託		
履行場所	中央浄化センター，西部浄化センター，北部浄化センター，北条浄化センター		
業務内容	下水浄化センターの汚水処理に伴い発生する産業廃棄物（脱水汚泥）の再資源化（堆肥化）のため，脱水汚泥を各浄化センターから㈱Eーシステム新宮工場まで運搬し，醗酵乾燥処分を行なう。		
履行期間	令和	6年	4月1日～令和7年3月31日
契約締結日	令和	6年	4月1日
契約金額	21,032,000円	※単価契約の場合単価	(中央) 20,900円/t，(西部) 20,900円/t，(北部) 21,560円/t，(北条) 21,560円/t
契約の相手方	住所	愛媛県松山市松末1丁目1-5	
	名称	株式会社Eーシステム	
選定理由	<p>本市の委託業務（廃棄物中間処理）登録業者のうち，県の汚泥の収集運搬及び処分の許可，堆肥化に必要な特殊な設備（醗酵乾燥施設）や車両・機材などを有し，市が指定する汚泥処理量（1,000t）を処理することが可能な入札参加資格を有する業者は，㈱Eーシステムのみであることから同業者を選定する。</p> <p>なお，収集運搬についても，本市の積算設計単価よりもEーシステムが，処理とセットで行う収集運搬の単価が圧倒的に安価であり，入札した場合，かえって単価が高額になることが見込まれるため，地方公営企業法施行令第21条の13第1項第7号に基づき，処分と併せてEーシステムを選定する。（H30年度の災害時に運搬車両が不足し，別業者による運搬を行ったが，その時の単価が11,000円/tで，Eーシステムの単価が2,970円/tであった実績がある。）</p> <p>※金額は税込</p>		
主管課等名	下水浄化センター		
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2,7号		

- (注意)
1. 契約金額は，消費税及び地方消費税を含む価格です。
 2. 契約金額が，2,000万円以上の随意契約を締結した場合に公表しています。
 3. 委託契約が単価契約の場合には，契約単価に予定数量を乗じた金額を契約金額欄に記載し，契約単価も併記しています。